

第2次千葉県自転車活用推進計画の概要

1. 経緯

平成29年5月に施行された自転車活用推進法に基づき、国は自転車活用推進計画を平成30年6月に策定した。同法では、地方自治体においても地方版自転車活用推進計画を策定するよう努めることとされている。本県においても、自転車は、日常生活やサイクリングスポーツ等で多くの人々に利用され、近年では健康の増進、環境負荷の低減等の観点から利用ニーズが高まっており、自転車の活用を総合的・計画的に推進するため、千葉県版の自転車活用推進計画を策定する。

2. 計画の目的

自転車 が安全・安心に利用できる環境づくりを進め、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

3. 計画期間

令和5(2023)年度～令和8(2026)年度(4年間) 各施策の進捗状況等に関するフォローアップを実施。国の自転車活用推進計画の改定時に必要に応じ見直し

4. 計画の目標及び実施すべき施策

目標1. 自転車の役割拡大に向けた人と環境にやさしい自転車環境づくり

【指標】自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画含む)が策定済みの県内市町村数
【実績値】23市町⇒目標値:54市町村

施策1: 県内市町村における自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画の策定の促進及び安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備推進

- 取組
- 県内の市町村における自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画の策定が進むよう、策定による効果や参考となる取組事例等を積極的に発信し、計画の策定を支援する
 - 自転車ネットワーク計画に指定された道路等において、道路幅員の再配分等を検討するとともに、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する
 - 温室効果ガス排出を削減するための取組として、自転車利用に関する広報啓発を実施する

【自転車通行空間の整備形態】



<自転車道>



<自転車専用通行帯>



<車道混在(矢羽根)>

施策2: 違法駐車取締りの促進等による自転車通行空間の確保

- 取組
- 新たな自転車専用通行帯の設置区間における駐車禁止の規制実施を検討する
 - 自転車専用通行帯を塞ぐ違法駐車について、取締りを積極的に推進する

施策3: シェアサイクル等の導入促進・効率化

- 取組
- 自転車と公共交通との連続性を確保した取組やシェアサイクル等の導入検討している市町村と公共交通事業者との連携を促進する
 - シェアサイクル事業を実施する市町村と連携し、県有施設へのサイクルポートの設置を進める
 - MaaSなどデジタル技術を活用した公共交通サービスの導入に向けて、先進事例の調査研究や実証実験などに取り組む市町村等を支援する

施策4: 歩行者や自転車の安全な通行に配慮した道路環境づくり

- 取組
- 生活道路における歩行者や自転車等の安全な通行を確保することを目的として道路管理者と警察が連携して、「ゾーン30プラス」の指定や狭さくの設定等の交通安全対策を実施する
 - 歩行者利便増進道路の取組やまちなかウォークアブル推進事業等について周知を図るとともに、事業が行われる際は、これらと連携して、歩行者や地域の生活環境に配慮した自転車通行空間の整備を推進する

施策5: 放置自転車対策の推進

- 取組
- 関係機関等と協力し、自転車の放置防止に向けた広報啓発を推進する

目標2. 自転車利用の普及拡大による活力ある健康長寿社会の実現

【指標】運動習慣者の増加

【実績値】40～64歳:男性29.4%、女性25.0%⇒目標値:増加を目指す

【実績値】65歳以上:男性44.1%、女性39.0%⇒目標値:増加を目指す

施策1: 自転車の活用を含めた健康づくりの推進

- 取組
- 自転車の利活用を含めた身体活動・運動の効果に関する普及啓発等により、運動習慣者の割合を増加させる



<ツール・ド・ちば>

施策2: サイクルスポーツ振興の推進

- 取組
- 市町村、千葉県サイクリング協会、地域スポーツコミッション及びDMO等の関係団体と連携し、自転車に関するイベント等の開催や支援を行う

施策3: 自転車通勤等の推進

- 取組
- 企業における自転車通勤や業務利用を拡大するため、経済団体等を通じ、経費の削減効果等を周知するとともに、自転車利用を積極的に推進している事業者等の取組を共有する

目標3. 自転車を活用した観光の活性化と交流基盤の確立

【指標1】サイクルコース・サイクルトレイン情報等のHP閲覧回数【実績値:89,426回⇒目標値:増加を目指す】

【指標2】太平洋岸自転車道の代替ルートの設定【目標:代替ルートを設定する】

施策1: サイクルツーリズムの推進

- 取組
- ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道等について、官民が連携した情報発信や、走行環境及び受入環境を充実させ、持続的な磨き上げを実施するとともに既存施設の適切な維持管理に努める
 - 千葉県広域サイクリングロード計画図により、新たなサイクリングロードを検討するとともに、自転車通行空間の整備を推進する
 - 自転車の利用促進が図られるよう、地域の多彩なサイクルルートやサイクルステーションの設置場所、サイクルトレインの運行状況、地域の観光情報等をまとめた情報を発信する
 - 観光地におけるサイクリストの受入環境の充実を図るため、道の駅については設置者等へ働きかけを行うとともに既存施設の適切な維持管理に努める
 - 市町村等が行う観光コンテンツ開発(スポーツツーリズム等の振興)への助成を行う
 - シェアサイクル等の導入を考えている市町村と公共交通事業者との連携を促進する(再掲)



<房総サイクリング>
提供(公社)千葉県観光物産協会

施策2: サイクルスポーツ振興の推進(再掲)

施策3: 自転車の利用促進

- 取組
- 自転車の利用促進が図られるよう、サイクルルート等をまとめた情報を発信する(再掲)

目標4. 自転車事故のない安全・安心な社会の実現

【指標】自転車関係する交通事故死傷者数【実績値:3,253人⇒目標値:減少を目指す】

施策1: 自転車の安全な利用の促進

- 取組
- 「ちばサイクルール」を始めとしたルールやマナーを幅広い年齢層や宅配目的の自転車利用者に対して周知を図る
 - 自転車利用者に対し、ヘルメットの着用促進に向けた広報啓発を図る
 - 違反行為を反復した運転者に自転車運転者講習制度の確実な運用を図る
 - 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に自転車利用者の交通違反に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対する取締りを強化する
 - 自転車の安全利用を、四季の交通安全運動や自転車安全利用推進月間等の機会に広報啓発に努める
 - 自動車運転免許更新時講習において、自動車運転者に対する自転車の交通ルールに係る教育を行う
 - 高齢者に対して、自転車の交通ルールの周知を図るとともに、参加体験・実践型の交通安全教室の開催など交通安全教育等を推進する



<子ども自転車千葉県大会>

施策2: 交通安全教育の推進

- 取組
- 小中高生及び高齢者など、各年齢層に応じた自転車の安全利用に関する交通安全教室等を開催する
 - 学校安全に関する教職員向け講習を実施し、各学校の交通安全教室等における教職員の指導力向上を図る

施策3: 通学路の安全点検の推進

- 取組
- 自転車事故防止のため、通学路あるいは学区周辺において、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により安全点検を実施する

施策4: 自転車の点検整備の促進

- 取組
- 自転車の安全利用と事故防止を図るためTSマークの普及促進を図るとともに、交通安全教育の機会を利用し、日常点検実施の習慣化等を広報啓発を推進する



<TSマーク>

施策5: 自転車損害賠償保険等の加入促進

- 取組
- 自転車損害賠償保険加入の必要性や必要な情報をポスター、チラシ、ウェブサイト等を用いて情報提供を行うとともに、関係事業者と連携した広報啓発等により保険加入への働きかけを行う

施策6: 県内市町村における自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画の策定の促進及び安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備推進(再掲)

施策7: 災害時における自転車の活用の推進

- 取組
- 住民避難等のため災害時における自転車の活用方法を検討する
 - 被災状況の迅速な把握のため、自転車を配備した危機管理体制の強化を検討する



<ちばサイクルール>